

富山県ボランティア・NPO 協働ガイドラインの概要

1 ガイドライン策定の背景

- ・ 公共サービスを行政が主導し行政自身が行うシステムでは、複雑化・多様化する県民ニーズに的確に対応することが困難になっている。
- ・ 一方、県民の間にボランティアや NPO の社会貢献活動が増えており、今後の地域づくりや公共サービスの新たな担い手としての期待が高まっている。
- ・ こうした中、行政が単独で活動するより、NPO と行政が協働することでの確かつ効果的に対応できる場合があることから、県として NPO との協働を進めていくため、協働に関する基本的な考え方や進め方、今後の取組を示すものである。

2 用語の定義

(1) 協働のパートナーとしての NPO

- ・ ボランティア団体や特定非営利活動法人のほか、社団・財団法人、社会福祉法人、地縁団体など営利を目的としない団体で、自発性に基づいて、自立的・継続的に社会貢献活動を行う団体(組織体)をいう。

(2) 協働とは

- ・ NPO と行政が相互に相手の行動原理や特性を認め、対等な立場で共通する公共的課題の解決に向け、公共サービスの提供などで連携すること。

3 県とボランティアグループ・個人との協力

(1) ボランティアグループ・個人との協力の重要性

- ・ 公共サービスのレベルアップや職員の資質向上にもつながるほか、県民がボランティアを行う機会の拡大ともなるため、積極的に推進する。

(2) ボランティアグループ・個人との協力における留意点

- ・ ボランティアと協力するという意識を職員全体で共有すること。
- ・ 安上がりに行行政サービスを進めようという意識を排除すること。
- ・ ボランティア自身が活動内容等を考えるなど協力の質を高めていくこと。

(3) 「協力」から「協働」へ

- ・ ボランティアグループ・個人は組織としての形態を備えるまでにいたっておらず、活動の継続性などに弱さがあることから、ボランティアグループ・個人の意思を尊重しながら、組織化を支援する。

4 NPO との協働の基本的考え方

(1) 協働の意義

- ・ 多様化する県民ニーズへの対応
- ・ 県政への県民参画の促進

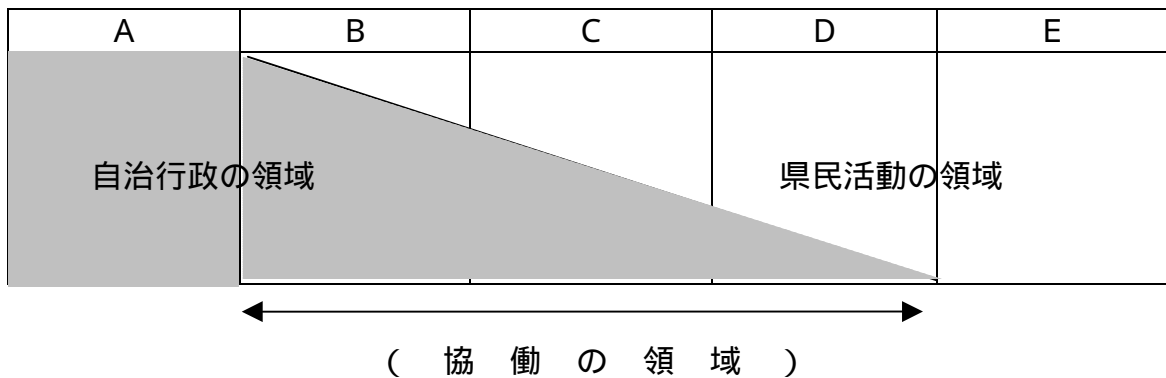
- ・ 県民サービスの向上と行政のスリム化
- ・ NPO 活動の活性化

(2) 協働における 3 つの基本原則

- ・ 自立・対等性 (それぞれの主体が自立し対等な関係にあること。)
- ・ 相互理解 (相互に相手の特性を理解しあうこと。)
- ・ 目的の共有 (協働して行う事業に関して目的を共有すること。)

(3) 協働の領域と手法

- ・ 次の模式図において、広く B、C、D を協働の領域ととらえる。



・ 協働手法の概要

(協働委託、共催、実行委員会・協議会、事業協力・アダプト (里親)、協働補助、後援、物的支援、情報交換・提供)

(4) 協働になじむ事業分野

- ・ NPO の特性を活かすことができるものの中から県事業の事業分野例を提示 (公の施設の管理運営・企画、各種イベントの開催、講座・講習会の開催、広報・普及啓発、調査研究・計画策定、相談業務、外部評価)

5 協働事業の進め方

(1) 協働事業選定における協働

- ・ 新規事業、既存事業について協働できる事業はないかとの観点から検討する。その上で NPO と意見交換を行うなど企画段階から協働して選定することも必要である。

(2) 協働手法選定における協働

- ・ NPO の自立性維持、特性発揮の可能性など総合的に判断して、NPO の意見も取り入れて最も効率的・効果的な手法を選定する。

(3) 協働する NPO の決定

- ・ 情報収集に努め、事業を着実に進め質の高いサービスの提供ができる NPO をパートナーとして決定する。

- (4) 事業実施前の協働
 - ・情報を交換し共有する。
 - ・それぞれの役割を明確にする。
- (5) 事業実施中の協働
 - ・節目において進行管理を行うだけでなく、協働の基本原則を守っているか、役割分担を誠実に果たしているかなどを互いに自己評価を行い、その上で両者が協議する。
- (6) 事業実施後の協働
 - ・協働の目的を達成できたかについて協働事業評価シートを利用して評価を行う。

6 本県の協働事業の現状と展望

- (1) 本県協働事業に係る調査結果
 - ・協働を行っている・予定がある室課が 28 あり委託や補助が多い。
 - ・協働する予定のない室課が 61 で、そのうち 45 がそもそも協働する事業がないとしているが、中には今後の協働を検討している室課もある。
- (2) 県内 NPO の調査結果
 - ・回答が得られた 137 団体のうち、行政と協働したことのある NPO は 76 団体 (55%)、今後協働したいとした NPO は 109 団体 (80%) となっており、協働への意欲の高さが現れている。
- (3) 協働可能事業
 - ・既に行われている協働事業は今後とも一層協働を進めていく必要がある。
 - ・新たに協働を希望する事業については、双方の希望が一致するものは今回の調査ではなかったが、潜在的な協働可能事業を協働事業として実現するためには、新たな取組が必要である。

7 協働に向けた課題

- (1) 県、NPO それぞれの課題
 - ・県としては、職員の NPO や NPO との協働への理解を促進するとともに、協働事業を発掘しサポートする体制を整えることが必要である。
 - ・NPO としては、人材の確保・養成や行政との協働に関する理解を深めることが必要である。
- (2) 情報収集・提供システムの確立
 - ・県及び NPO の協働に関する情報について双方向の収集・提供システムを確立する必要がある。また、両者が気軽に意見交換や話し合いをするシステムも必要である。
- (3) 協働コーディネーターの育成
 - ・NPO と行政の間に立って、意見調整などを行う協働コーディネーターを今後育成していくことが必要である。

8 NPO との協働推進のための今後の取組

(1) 協働パイロット事業の実施

- ・県から NPO に協働希望事業を提案し、また NPO から県への企画提案も募集する「協働パイロット事業」の実施を検討する。

(2) 理解の促進

- ・県職員の NPO や NPO との協働への理解促進のため、ガイドラインのダイジェスト版を作成し、職員研修に活用する。また、NPO 活動への参加促進を図る。
- ・県民の NPO 活動への理解促進のため、広報誌やメールマガジン、ホームページも活用して情報発信を行う。また、公開講座や県民ボランティア大会などを通じて普及・啓発に努める。

(3) 情報収集・提供システムの充実

- ・県及び NPO の双方向の情報収集・提供システムを充実するため、広報誌やメールマガジン、ホームページ等において情報を積極的に提示するとともに、インターネット上の掲示板等の活用により、気軽に意見交換できる場を設定する。
- ・IT 総合支援事業の実施により、NPO の情報発信力を強化する。

(4) NPO への支援

- ・ボランティアグループ・個人の組織化を推進し、県民の NPO 活動への参加を促進する。
- ・NPO 法人設立認証期間を法定の 4 か月から原則として 3 か月に短縮するとともに、県民ボランティア総合支援センター内に NPO 法人設立相談窓口を設置する。
- ・マネジメント研修の充実のほか協働に関するセミナーを開催する。

(5) 体制の整備

- ・県の各部局から構成される協働事業推進の内部機関を設置する。
- ・NPO 担当課に「NPO 協働総合窓口」、中間支援団体に「NPO 協働相談窓口」の設置を検討する。